

2026年3月

お客様 各位

株式会社 島根銀行

未利用口座管理手数料に関する規定の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊行では従来、取引店単位でお客様情報の管理を行ってまいりましたが、昨年7月に実施しました次世代バンキングシステムへの移行に伴い、全店統一お客様番号単位での情報管理を実施することとなりました。

これに伴い、未利用口座管理手数料の対象外とする条件を変更し、普通預金規定等を以下のとおり改定いたします。なお、改定後の規定は従前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

引続き、お客様に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

記

1. 対象規定

普通預金規定

総合口座取引規定

しまぎんインターネット普通預金規定

しまぎんふるさと普通預金（通称：TAMERU）規定

2. 改定内容

※改定箇所のみ記載しております。

改定前	改定後
<p>附則 1. 未利用口座管理手数料の取扱について</p> <p>未利用口座管理手数料は以下により取扱います。</p> <p>1. (未利用口座の範囲)</p> <p>2. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します。なお、通知が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(2) 前項の通知を発信してから発信の翌々月末ま</p>	<p>附則 1. 未利用口座管理手数料の取扱について</p> <p>未利用口座管理手数料は以下により取扱います。</p> <p>1. (未利用口座の範囲)</p> <p>2. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します。なお、通知が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(2) 前項の通知を発信してから発信の翌々月末ま</p>

<p>でにお取引がない場合、その翌月における当行が定める任意の日に別途定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。</p> <p>翌年以降も未利用口座である場合、同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。</p> <p>(3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。</p> <p>① 該当未利用口座の残高が 1 万円以上である場合</p> <p>② 同一支店で、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、保険契約等のお取引が 1 円以上ある場合</p> <p>③ 同一支店で、融資取引がある場合</p> <p>④ その他当行が定める所定の場合</p>	<p>でにお取引がない場合、その翌月における当行が定める任意の日に別途定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。</p> <p>翌年以降も未利用口座である場合、同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。</p> <p>(3) 次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。</p> <p><u>ただし、②③については、当行が管理する顧客単位の取引とし、顧客単位が相違する場合には対象となります。</u></p> <p>① 該当未利用口座の残高が 1 万円以上である場合</p> <p>② <u>定期預金、積立定期預金、財形預金、保険契約等のお取引が 1 円以上ある場合</u></p> <p>③ <u>融資取引がある場合</u></p> <p>④ その他当行が定める所定の場合</p>
--	---

3. 変更日

2026 年 3 月 31 日

以上